

フロン類漏えい量開示請求の手引き

～フロン類算定漏えい量報告・公表制度による報告データを開示請求される方へ～

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づくフロン類算定漏えい量報告・公表制度により、主務大臣（環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣）に対し事業者が報告したフロン類漏えい量等に関する情報について、どなたでも開示を請求することができます。

環境省及び経済産業省では、「フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種御相談を受け付けています。

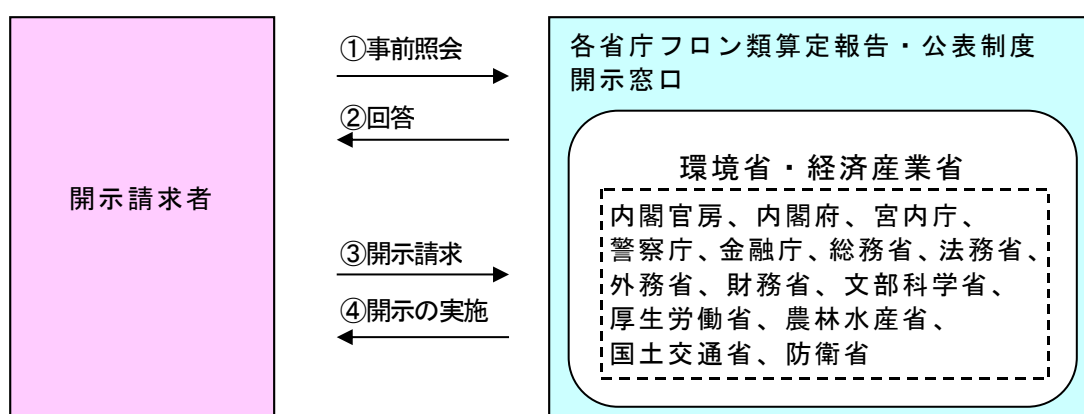
○フロン類算定漏えい量報告・公表制度とは？

フロン類の排出が相当程度多い者（特定漏えい者）に対し、毎年4月～7月の間に、前年度のフロン類の排出量等について、事業を所管する大臣に報告することを義務づける制度です。

報告された情報は、環境省・経済産業省において電子的に記録・集計されます。

集計結果の公表日以後、どなたでも環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣の保有する事業者に係る情報の開示を請求することができます。

<開示請求制度の概要>



①事前照会：開示請求の際に、開示対象（開示を求める事業者名等）を特定するための事前の手続のことです。

②回答：開示対象を特定するために必要となる情報の提供を受けることができます。

③開示請求：「ファイル記録事項開示請求書」の提出と手数料の納付を行います。

④開示の実施：指定した媒体で開示を受けることができます。

令和6年3月

環境省・経済産業省

開示請求の対象となる情報

事業者から報告された情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。
具体的には、以下の情報について、開示請求によりどなたでも入手することができます。

個別の特定漏えい者※ ¹	<ul style="list-style-type: none">・ 名称、住所、代表者の氏名、業種、算定漏えい量・ フロン類の種類ごとの算定漏えい量・ フロン類の種類ごとの算定漏えい量を都道府県別に区分した量・ 都道府県ごとの算定漏えい量・ フロン類の種類ごとの実漏えい量・ フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
個別の特定事業所※ ²	<ul style="list-style-type: none">・ 名称、所在地、業種、算定漏えい量・ フロン類の種類ごとの算定漏えい量・ フロン類の種類ごとの実漏えい量

これらの情報を「ファイル記録事項」と呼びます。

※¹：特定漏えい者：算定漏えい量が年間 1,000t-CO₂ 以上となる者

※²：特定事業所：特定漏えい者が設置している事業所であって、1つの事業所からの算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上の事業所

開示を受けることのできる媒体

開示対象のファイル記録事項について開示を受ける際には、以下の2つの媒体から選択することができます。（媒体ごとで手数料の額が変わります。）

- ①用紙による提供：1枚につき数～数十事業者分のデータが収容可
- ②光ディスク（CD-R）による提供：約650MBのデータ量まで収容可

電子媒体（②）で提供を受ける場合、xlsx形式（Excel2007以降で利用できる形式）のファイルとなります。

その他、これらのファイルと一緒に収録している「はじめに.txt」というファイル名のファイルにも、特記事項が記載されていますので、ファイルを開いてご覧ください。

開示請求の方法

開示請求を行う際、開示請求者の氏名及び住所の他に、開示請求しようとする事業者又は事業所の名称及び所在地その他の開示請求に係る事業者又は事業所を特定するに足りる事項を明らかにしていただくことが必要です。

これらの事項を「ファイル記録事項開示請求書」（以下、「開示請求書」といいます。）に記載し、フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口へ提出又は郵送してください。

開示請求には、所定の手数料が必要です。開示請求書に手数料に相当する収入印紙を添付し納付してください。なお、一度に、複数年度の排出量の開示が可能です*。

各省庁では、当該省庁が所管する事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。また、環境省及び経済産業省では、事業者の行う事業に関わりなくすべての事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。

※ 現在開示できる情報は 2015～2022 年度（平成 27～令和 4 年度）分です。

具体的な開示の手続は次のとおりです。

（１）すべての事業者及び事業所のファイル記録事項を一括して開示請求する場合

開示請求書（表面のみ）に必要事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、環境省又は経済産業省のフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口へ提出又は郵送してください。なお、開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用切手（140 円）を貼付した宛先の記入された封筒（用紙による提供の場合は A4 判以上、光ディスクによる提供の場合は CD-R が入る大きさのもの）も同封してください。

（２）一部の事業者又は事業所のファイル記録事項について開示請求する場合

一部の事業者又は事業所のファイル記録事項について開示請求する場合、あらかじめ入手しようとする情報の特定（報告された全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報を抽出すること）が必要となります。（開示請求書の提出の前に行っていたこの手続を「**事前照会**」と呼びます。）

以下の方法により必ず事前照会を行っていただきますようお願いいたします。

<事前照会の方法>

E-mail 又は電話による方法から選択し、事前照会に必要な事項を環境省、経済産業省又は事業所管省庁のフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口（p.6）までお問い合わせください。

※：E-mail の場合は、必要事項を本文に記載し、件名は「フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示請求事前照会」としてください。

※：電話による御相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、E-mailにて御照会いただきますようよろしくお願いいたします。

照会を受けたフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行ってください。

<事前照会及びフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口からの回答>

「事前照会」として以下の事項をお知らせください。

<事前照会の内容>

- ① 開示対象の特定方法
→事業者又は事業所（名称及び所在地）を指定又は都道府県、主たる事業
その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定
- ② 希望する開示媒体の種類
→用紙（A4判）又は光ディスク（CD-R）
- ③ 媒体の入手方法
→郵送又はフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口への御来訪

フロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口から以下の事項を回答します。

- ① 開示請求しようとする情報の存否（報告が行われている事業者か否か）
- ② 開示の実施に係る手数料の額
- ③ 郵送による開示実施の場合の郵送料の額

手数料の算出・納付

開示請求には、所定の手数料が必要です。

手数料は、次の表に示すとおり開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。開示請求書に収入印紙を貼付して納付してください。

<媒体別手数料算出方法>

内容	開示媒体	手数料算出方法
事業者又は事業所を検索して一部の情報について開示	用紙（A4判）	紙1枚につき10円 ^{※1}
	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき60円+0.2MBまでごとに240円 ^{※2}
年度の全データを開示	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき60円+40MBまでごとに260円（合計320円） ^{※3}

※1：用紙の枚数は、開示請求のあった事業者又は事業所の数、当該事業者からの届出冷媒数などにより異なります。1枚の用紙には、平均でおおよそ数～数十事業者分のデータを収録可能です。

※2：データの量は、開示請求のあった事業者又は事業所の数、当該事業者からの届出冷媒数などにより異なります。

※3：データの量は、開示請求のあった年度の届出事業者の総数、届出冷媒数などにより異なります。2022年度（令和4年度）の場合、40MB以内で全事業者のデータを収録可能です。

※4：開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、切手を貼付した宛先の記入された返信用封筒（用紙による提供の場合はA4判以上、光ディスクによる提供の場合はCD-Rが入る大きさのもの）を同封してください。切手代は、CD-R1枚の場合140円（定形外封筒）です。

開示の実施

開示請求書の記載に不備がなく、所定の手数料を納付されたことが確認できたら、開示を実施することとなります。

開示請求者があらかじめ指定した媒体（書面・CD-R）にて開示が実施されます。

なお、郵送で開示請求する場合、開示請求書とともに郵便切手を貼った宛先の記入された返信用封筒（用紙による提供の場合はA4判以上、光ディスクによる提供の場合はCD-Rが入る大きさのもの）を同封してください（すべての事業者及び事業所のファイル記録事項を一括して開示請求する場合には、140円切手を貼ってください。一部の事業者のファイル記録事項について開示請求する場合には、同封する郵便切手の額について事前照会時に確認してください。）。

各省庁のフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口

各省庁に設置されているフロン類算定漏えい量報告・公表制度開示窓口は、以下のとおりです。

各省庁では、当該省庁が所管する事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。また、環境省及び経済産業省では、事業者の行う事業に関わりなくすべての事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。

省庁名	担当局部課	連絡先
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 03-3581-3351 (内線 6754) E-mail : furon@env.go.jp
経 済 産 業 省	製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) E-mail : bzl-gyomu-ozone@meti.go.jp
内 閣 官 房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111
内 閣 府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111
宮 内 庁	管理部 管理課	TEL : 03-3213-1111
警 察 庁	長官官房 企画課	TEL : 03-3581-0141
金 融 庁	総合政策局 総務課	TEL : 03-3506-6000
総 務 省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111
法 務 省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111
外 務 省	大臣官房 会計課	TEL : 03-5501-8000
財 務 省	理財局 総務課 たばこ塩事業室	TEL : 03-3581-4111
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	TEL : 03-5253-4111
厚生労働省	政策統括官 政策統括室	TEL : 03-5253-1111
農林水産省	大臣官房 環境バイオマス政策課	TEL : 03-3502-8111
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111
防 衛 省	地方協力局 環境政策課	TEL : 03-3268-3111

<事前照会の流れ>

質問 1) 開示対象の範囲は？
 ①すべてのファイル記録事項
 ②一部のファイル記録事項

②

①

■すべてのファイル記録事項（事前照会は不要）

データは、1枚のCD-Rに収録されます。
 開示請求に係る手数料は、CD-R1枚につき320円です。
 あらかじめ、320円に相当する収入印紙を御用意いただき、開示請求書に貼付してください。
 開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用切手（140円）を貼付した宛先の記入された封筒も同封してください。

■次の一覧を参考に該当する質問事項へ

		特定事業所の情報	
		開示請求する	開示請求しない
事業者 全体の 情報	開示請求する	質問 2 及び 質問 4 へ	質問 2 へ
	開示請求しない	質問 4 へ	

<事業者全体の情報>

質問 2) 開示対象の特定方法は？
 ①事業者（名称及び所在地）を指定
 ②都道府県、主たる事業、フロン類の種類その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象とする事業者を特定

②
 次頁質問 6 へ

①
 具体的な事業者の名称及び所在地等をお知らせください。

質問 3) 開示を実施する媒体は？
 ①紙媒体（A4判） ②光ディスク（CD-R）

<特定事業所の情報>

質問 4) 開示対象の特定方法は？
 ①事業所（名称及び所在地）を指定
 ②都道府県、主たる事業、フロン類の種類その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象とする事業所を特定

②
 次頁質問 6 へ

①
 具体的な事業所の名称及び所在地等をお知らせください。

質問 5) 開示を実施する媒体は？
 ①紙媒体（A4判） ②光ディスク（CD-R）

■一部のファイル記録事項（事前照会が必要）

質問 6-1) 都道府県の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

都道府県を指定してください。

質問 6-2) 業種の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

業種名又は業種コードを指定してください。

※日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）によってください。

質問 6-3) フロン類の種類指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

フロン類の種類を指定してください。

質問 6-4) その他の条件はありますか？

- ① 条件なし
- ② 条件あり

その他の条件を指定してください。